

いこまちマーケット開催支援業務仕様書

1 委託業務名

いこまちマーケット開催支援業務

2 業務目的

生駒市は、地域への愛着や共感を育み、参画意欲・推奨意欲・感謝意欲を向上させながら、「暮らす価値があるまち」という都市イメージを形成するシティプロモーションに取り組んでいる。

本市では、その一環として「いこまちマーケット」を昨年度に初開催した。「生駒で暮らす喜びを感じる1日」をテーマに、講座を受講した市民20人のいこまちマーケット部員1期生（以下、1期生）が企画運営を行った。1期生が選定した21の店舗による出店や3組の演者が出演。当日は約1,500人が来場し、地域の多様な魅力が可視化・認知・体験できる場を作った。

2年目となる今年度は、1期生主体によるいこまちマーケットの実践に向けたサポートと、新たに募集する部員（以下、2期生）が主体となるいこまちマーケットの実践及び実践に向けた連続講座を実施する。

3 契約期間

契約締結日～令和7年3月31日

4 業務概要

- (1) 時期 1期生：マーケット実践1回（7～12月頃）
 2期生：マーケット実践1回（12～3月上旬）及び連続講座（9～11月）
- (2) 場所 提案による（生駒市内に限る）
- (3) 内容 生駒の多様な魅力や暮らしやすさが来場者や出店者、部員などステークホルダーに伝わる「いこまちマーケット」の実践及び実践に向けた企画・運営・サポート、連続講座の企画・運営
- (4) 方針 昨年度に策定した、いこまちマーケット部の活動で大切にしたいことを定めたステイトメント「日常を広げよう、お金とモノ以外も交換しよう、誰かに話したくなる出来事をつくろう」を今年度も継続すること。
- (5) 備考 昨年度のマーケットで使用したガーランドや看板といった消耗品も利用することとする。なお、昨年度のいこまちマーケットに関する情報は市ホームページ（<https://goodcycleikoma.jp/10415/>）を参照すること。

5 業務内容

(1) 1期生主体によるマーケット実践

1期生が主体となって開催するマーケットの企画・運営をサポートすること。開催に向けての打合せや相談会を実施し、開催に伴って必要な保健所や消防署等の関係機関との協議や申請・届出の手続き、出店要項の作成や出店の声掛け等についてのアドバイスを1期生に向けて適切に行うこと。また、マーケット終了後は、より主体的なマーケットの開催に向けた振り返り会も実施する。

①マーケット開催

- ・実施時期 令和6年7月～12月頃（土曜か日曜日を予定）
- ・開催回数 1回
- ・開催場所 提案による（ただし、生駒市内であること）
- ・開催規模 20店舗以下（出店数や出店者は協議して選定する）
- ・備考 警備費、保険料、装飾費が必要な時は、別途市で負担する。

②マーケット開催に向けた1期生との打合せや相談会

- ・実施時期 契約締結後からマーケット開催までの期間
- ・開催回数 4回程度
- ・開催方法 オンラインでも可能とする

③振り返り会

- ・実施時期 マーケット開催後
- ・開催回数 1回
- ・開催方法 オンラインでも可能とする

(2) 2期生を対象とした連続講座の企画運営

2期生を対象とした連続講座を企画・運営すること。マーケット実践者を外部講師として招いたり、フィールドワークを行ったりしながら、空間設計や店舗集め、各種申請方法といった運営ノウハウの講義だけにとどまらず、いこまちマーケットのステイトメントやマーケット自体の意義や目的を共有しながら、生駒でのマーケットのあり方を参加者と共に研究できる講座にすること。運営においては、参加者一人ひとりの主体性を高めながら、部員同士が生駒においてどのようなマーケットをつくることに価値があるかを語り合えたり、1期生と連携を深められたりできる関係性を構築することを重視する。

- ・実施時期 令和6年9月～令和6年11月頃（土曜か日曜日に開催）
- ・開催回数 4回程度
- ・開催場所 生駒市内
- ・参加人数 15名程度

(3) 2期生主体によるマーケット実践

連続講座で出た意見や希望を踏まえながら、講座参加者である 2 期生が運営者や出店者として関わるができるマーケットを開催する。

連続講座とは別に、開催に向けての打合せや相談会を実施し、開催に伴って必要な保健所や消防署等の関係機関との協議や申請・届出の手続き、出店要項の作成や出店の声掛け等についてのアドバイスを参加者に向けて適切に行うこと。また、マーケット終了後には来年度に向けた振り返り会も実施する。

①マーケット開催

- ・実施時期 令和 6 年 12 月～令和 7 年 3 月上旬（土曜か日曜日に開催）
- ・開催回数 1 回
- ・開催場所 提案による（ただし、生駒市内であること）
- ・開催規模 20 店舗以下（出店者は講座参加者が選定する）
- ・備 考 警備費、保険料、装飾費が必要な時は、別途市で負担する。

②マーケット開催に向けた 2 期生との打合せや相談会

- ・実施時期 連続講座終了後からマーケット開催までの期間
- ・開催回数 4 回程度
- ・開催方法 オンラインでも可能とする

③振り返り会

- ・実施時期 マーケット開催後～令和 7 年 3 月中旬
- ・開催回数 1 回
- ・開催方法 オンラインでも可能とする

（４）マーケット実践及び連続講座に関する写真撮影

1 期生及び 2 期生が主体となって実践するいこまちマーケットと連続講座の様子を、市の広報媒体等で広く周知するために、市民ボランティアによる写真撮影及びレポート作成を行うこと。なお、開催後 1 週間を目安に市にデータで納品すること。またデータの著作権は市に帰属するものとする。

（５）告知業務

連続講座及びマーケットの開催告知に関するチラシ（A4 両面カラー、各 1,500 部）をそれぞれ作成・印刷し、電子データは PDF 形式と元データを納品すること。作成にあたっては、生駒市内在住のデザイナーを起用すること。納期は契約後に定めるものとする。またデータの著作権は市に帰属するものとする。

6 成果品

各講座内容の概要とマーケット実施の考察をそれぞれ 200 文字程度で、各回終了後 14 日以内に広報広聴課にデータで提出すること。

7 実施体制

本仕様に定める委託内容を踏まえ、本業務を円滑かつ確実に進行できる体制を整備すること。体制を変更する必要がある場合には、事前に承認を得ること。

8 再委託

原則として、本業務の全部または一部を第三者に委託しまたは請負わせることはできない。ただし、事前に協議し、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。その場合、受注者は当該第三者の行為の全てについて責任を負うものとする。

9 その他の留意事項

- (1) 個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定及び特記事項に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (2) 業務の履行に当たっては生駒市環境マネジメントシステムに準じて、環境行動を推進するものとする。
- (3) 本業務の実施にあたり、生駒市と十分な打ち合わせをすること。また、本業務に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、速やかに生駒市と協議すること。
- (4) 本業務において作成した成果品等は生駒市に帰属するものとする。本業務受託者は生駒市の許可なく使用してはならない。